

「JGAP総合規則【家畜・畜産物】2019」改定の要旨

2019年9月17日
日本GAP協会

「JGAP総合規則【家畜・畜産物】2019」の改定の要旨は、次のとおりである。

◆名称の変更

目次および本文中の「審査・認証」を「認証」に、「審査・認証機関」を「認証機関」に、「日本GAP協会」を「協会」に、「スキーム」を「認証プログラム」にそれぞれ変更した。

◆用語の定義と説明（3）

用語のうち、団体、団体事務局、品目、認証農畜産物、外部委託、内部監査、生産工程等の定義を見直した。

◆生産工程カテゴリー（6.3）

生産工程カテゴリーの表を用語の定義と合わせて整理した。

◆標準審査時間（7.1）

標準審査時間の表を整理した。

◆認証日、有効期限および認証書の記載事項（7.4）

認証書に記載する事項（認証日、有効期限等）を整理した。

◆JGAP認証以降の管理（8.7）

認証日以降に施設・草地等を追加・変更する場合の取扱いを整理した。

◆JGAPの認証に関する表示（10）

JGAPマークに関する規定を整理し、総合規則では基本的な事項を定めるとともに、詳細な規定については「JGAPロゴマーク使用の細則」で定めた（同細則を改定した）。

◆JGAP内部監査員の要件（12）

内部監査員の要件を見直した。

◆JGAPと他の認証プログラムとの差分に関する文書を利用したJGAP認証（15）

JGAPの団体認証における有効期限が「2年間」であることを明記するとともに、団体を構成する農場の中で他の認証プログラムの有効期限が更新されなかった農場についての取扱いを定めた。

◆その他

総合規則全般について、字句、用語の平仄をそろえる等所要の修正を行った。

以上